イリノイ州少年司法制度における移送制度の現在
―「自動的移送」(automatic transfer) から「裁量的移送」(discretionary transfer) への回帰―

今　出　和　利

保護主義を基調とするアメリカ少年司法は、1960年代後半以降の「デュー・プロセス化」の中で、刑事司法化したと言われて久しい。しかし2000年代中頃からの「ローパー判決」を初めとする連邦最高裁の判決は、「子どもと大人は異なる」ことを強調し、審判を行なう際には、非行少年の年齢、特性、家庭・社会環境等を踏まえた個別的な審理を行なう必要性を説いた。これらの判決は、いわば「厳罰化」の象徴ともいうべき「移送制度」の導入の拡大に対しても、押しとどめる方向で影響与えている。

本稿では、少年司法制度のパイオニアとしてその創設以降、全米各州に影響を与えつづけているイリノイ州にスポットを当てて、「移送制度」とりわけ特に問題とされてきた「自動的移送」の展開について概観したうえで、最近の動向について整理・検討する。

keywords：少年司法　少年裁判所　トランスファー　自動的移送　管轄権放棄

目　　次

はじめに
1　移送制度の概要
2　移送制度の展開
3　自動的移送制度をめぐる最近の動向
おわりに

はじめに

国が親に代わって子どもの世話をすることを意味する「パレンス・パトリエ」(Parens Patriae) 理念の下、1899 年にアメリカ・イリノイ州で誕生した最初の少年司法制度は、その後わずかの間に全米各州において採り入れられるに至った。

この制度は、審判手続の非形式性、少年裁判所裁判官への広範の裁量の付与、刑罰とは異なる保護・教育的な処分等を特色とするものであり、デュー・プロセスを基本とし、刑罰を科すことが前提とされる刑事司法制度とは一線を画すものとして創設された。

しかしその後、「ケント判決」(1966 年)[1]、「ゴールト判決」(1967 年)[2]、「ウインシップ判決」(1970 年)[3]といった、1960 年代後半以降のアメリカ合衆国連邦最高裁判所（以下「連邦最高裁」とする）の判決は、少年裁判所手続にも成人と同様のデュー・プロセスの諸権利の保障を求め、さらに 1980 年代以降、少年による凶悪・重大な犯罪の増加とそれに対する社会的不安を背景にとした、いわゆる「厳罰化政策」(get tough policy) のもと、次第に少年司法制度はその特色が失われ、今や、「少年司法の刑事司法化」ともいわれる事態となって久しい。

この状態を生み出す大きな要因となったのが、少年の年齢及び行なった犯罪の重さ等の一定の基準に従い、その管轄を少年司法から刑事司法へと移し、成人として裁判を行ない成人と同様の刑罰を科すことを可能とする「移送制度」(transfer system) 導入の拡大であり、現在この制度は、ほぼ全ての州で採用されている。

しかしこの「厳罰化」といわれる潮流の中で、2000 年代中頃以降、連邦最高裁は、17 歳の少年に対する死刑を合衆国憲法修正第 8 条に反するとした「ローパー判決」(2005 年)[4]を初めとして、殺人以外の罪を犯した少年に対する「仮釈放の可能性のない終身刑」を違憲とする「グラハム判決」(2010 年)[5]、殺人を犯した少年を含めて全ての少年に対する「裁判官の裁量の余地なく必要的に科す絶対的終身刑」を違憲とした「ミラー判決」(2012 年)[6]を下した。

これらの判決の詳細については別稿[7]に譲るが、この三つの判決において共通して示されたのは、本来、少年司法制度の最も基本的な前提であ

りながら、「厳罰化政策」の下で置き去られてしまったともいえる「少年と成人は異なる」(children are different from adults) という点の再確認の必要性であり、裁判官が判決を下す際には、その裁量 (discretion) をもって少年の家庭環境等ふまえた個別的対応をとることの重要性であった。

よって、この点のみをつきつめるならば、「少年と成年を同様に扱う」移送制度、とりわけ少年裁判所に移送するかどうかの判断の裁量の余地を全く認めない、後述する「自動的移送」(Automatic Transfer) は、一連の連邦最高裁判決の趣旨に反するのではないかとの疑義が生じてくる。そして実際にも、この様な移送制度を採るいくつかの州では、この点を捉えて訴訟も提起され始めている。

本稿では、少年裁判所法の制定と同時に「移送制度」をも運用の中で採り、現在も、少年司法制度のパイオニアとして全米各州に影響を与え続けているイリノイ州にスポットを当て、移送制度の展開について概観した上で、この制度の最近の動向をみていくこととしたい。

1 移送制度の概要

移送制度とは、本来的には少年司法制度の下で扱われるべき少年による事件の管轄を、少年の犯した罪、年齢、累犯性等を考慮した上で、刑事司法制度の下へ移し成人として裁判を行なうものである。

もっともこの制度には複数の形態があり、また多くの州ではその内いくつかを組み合わせて採用しているため、一律に定義することは困難である。また仕組みは同様であっても、州によって様々な呼称が与えられているため厳格に分類することも難しい。

本稿では、多くの論文、統計、資料等が参照し、最も一般的で理解しやすいと思われる、司法省の機関である「少年司法及び非行防止局」(OJJDP) によるレポート、『刑事裁判所において成人として裁かれる少年』[8]の分類を参照することとする。

まず、現在各州で採用されている移送制度をおおまかに分類すると、①少年による事件を刑事裁判所に移送するかどうかを決める裁量 (discretion) を少年裁判所に与える「少年裁判所による管轄権放棄」(Judicial Waiver)、②罪を犯したと思慮される少年が、あらかじめ規定された年齢、罪種等に該当する場合は、当該事件を少年裁判所又は刑事裁判所のどちらに送致するかの選択する裁量を検察官に与える「検察官先議」(Direct File) 又は「競合管轄」(Concurrent Jurisdiction)、③罪を犯したと思慮される少年の年齢、罪種、あるいは少年の犯罪歴があらかじめ規定された要件に該当する場合には、警察の取調等の初期手続の段階で少年裁判所の管轄から除外する「立法による少年裁判所管轄からの排除」(Statutory[Legislative]Exclusion) 又は「自動的移送」(Automatic Transfer) (本稿では主に後者の「自動的移送」という呼称を使うこととする) の三種類に分けることができる[9]。

特に①「少年裁判所による管轄権放棄」については、さらに少年裁判所の裁量の「幅」の大きい順に、a) 少年裁判所に、少年 (事件) に対する管轄権を放棄するかどうかの「自由裁量」を与える「少年裁判所の自由裁量による管轄権放棄」(Discretionary Waiver)、b) 少年裁判所の管轄権放棄の自由裁量に法的な制限を加え、少年裁判所には当該規定の対象年齢に達しているか及び当該犯罪行為を行なったことにつき「信じるにつき相当の理由があるか」等といった点のみを確認し、その結果該当すると判断した場合には管轄権放棄をして刑事裁判所へ移送することとする「義務的 (必要的) 管轄権放棄」(Mandatory Waiver)、c) 少年自らが少年用の矯正処遇がふさわしいことを証明しない限り、少年裁判所は当該事件を刑事裁判所に移送することとする「推定的管轄権放棄」(Presumptive Waiver) に分類される[10]。

よって上記の整理からも分かる様に、①「少年裁判所による管轄権放棄」とされる場合でも、少年裁判所に少年を刑事裁判所に送致するかどうかを判断するための自由な裁量が与えられているのは、a)「少年裁判所の自由裁量による管轄権放棄」のみであり、特に b「義務的管轄権放棄」は、③「立法による少年裁判所管轄からの排除」に実質的に近いため、統計によっては「自動的移送」に分類されることもあることに留意が必要である。

移送制度自体は、1950 年代までに既に多くの州において採り入れられることになるが、この時期に最も一般的な形は、移送判断の裁量はあくまでも少年裁判所に委ねることを基本とする上記① a) の「少年裁判所の自由裁量による管轄権放棄」であり、この形は、1970 年代までに各州の少年法制において定着していくことになる[11]。

一方で、1980 年代から 90 年代初頭にかけて、全米において暴力犯罪で逮捕された少年数が 64% も増えている[12]こと等にも現れている様に、少年による重大な事件の増加とそれに対する社会の不安を背景に、「少年に対して断固たる措置をとれ」(Crack down on the Juveniles) との標語の下、いわゆる「厳罰化政策」が各州の少年司法制度の中に色濃く反映され、移送制度導入の拡大・強化という形で顕れることとなった。

特に 1980 年代から 1990 年代にかけての法改正の傾向として顕著なのが、先述した移送制度の中でも、移送判断にあたり少年裁判所の裁量を厳格に制限したり又は全く認めない、上記① b)「義務的管轄権放棄」、③「法による少年裁判所管轄からの排除」及び②「検察官先議（又は競合管轄）」を導入する州の急激な増加であった[13]。

1970 年代では、「自動的移送」（ここでは③及び① b）の両方のことをいう。）を採用したのは 8 州にすぎなかったが、1985 年には 20 州、さらに 2000 年には 38 州に至っている。また、少年事件を少年裁判所又は刑事裁判所のどちらに送致するかの判断を検察官に委ねる「検察官先議」を採用した州は 1970 年代では 2 州のみであったが、1985 年には 7 州、そして 2000 年には 15 州が採用しており、中には前者、後者共に採用している州もある。

この様な改正に加えて、州によっては、移送の対象事件を追加しているところもある。例えばペンシルバニア州では、「法による少年裁判所管轄からの排除」を採用した 1933 年にはその対象を殺人のみに限定していたが、1996 年改正法では対象となる犯罪が複数種類追加されている[14]。またある調査によると、1992 年から 1999 年までの間に、ほぼ全ての州が少年を大人として裁くことを容易にする方向での法改正を行なっている[15]。

2 移送制度の展開

（1）誕生と拡大

今や各州で広く採り入れられている移送制度であるが、筆者が既に別稿[16]で紹介した様に、この制度は、イリノイ州で最初の少年司法制度が誕生したのと同時に採り入れられたと言ってよい。すなわち「少年司法制度」の歴史は、「移送制度」の歴史であったとも言えよう。以下、イリノイ州における移送制度の展開を概観してみることとする。

イリノイ州では、1899 年の法制定と同時に、刑事責任年齢の 10 歳から 16 歳未満（1905 年法改正で男子 17 歳未満、女子 18 歳未満に引き上げられた）の少年については、明文の規定はないものの実務上、検察官の裁量で大陪審に送致し、併せて少年裁判所も行為が重大であり再犯性が高いと判断した少年について大陪審に送致していたのであった。

すなわち法制定当初から、現在の分類でいうところの「検察官先議」（競合管轄）と「少年裁判所の自由裁量による管轄権放棄」が、事実上行なわれてきたことになる。

さらに 1907 年には、法改正によって後者は公式の制度となり、前者についてはその後も「非公式的制度」として維持され、1935 年、州最高裁は「ラティモア判決」において、「犯罪を犯す能力があるとされる法定年齢に達した少年が『非行少年』であるという宣告を受けることにより、少年裁判所が、州刑法違反による刑事罰から少年を免れさせるための絶対的な避難所になるということを、〔少年裁判所法の〕立法者は意図していたわけではなかった」と述べ、この運用を容認した[17]。

しかし 1965 年には、州議会はこの判断とは逆に、すべての移送は裁判所の裁量のもとに行うとする改正を行ない[18]、さらに 1973 年には、1966 年に連邦最高裁により下された「ケント判決」によって求められたデュー・プロセスの保障等の要請に対応すべく、移送規定の改正を行なった。これにより 13 歳以上であらゆる犯罪を犯した少年を対象に、検察官が移送の手続を開始することが

あるとされるが、事実上、少年裁判所の裁判官の裁量によるものとなる[19]。

しかし、先述した様な少年犯罪の急激な増加と凶悪化を背景に、1982 年、少年裁判所がその年の年次報告書において、「裁判所の歴史の中で、最も劇的な変化の中にいる」と評する程[20]、移送制度に大きな変化がもたらされた。これが、少年裁判所の移送判断の裁量を一切排除して移送することを認める、いわゆる「自動的移送」の導入である。

州検察官や上院司法委員会を中心に立法化が検討されていたこの法案は、当初、14 歳以上で広範に列挙された犯罪を対象とすることが予定されていたが、最終的には、「15 歳又は 16 歳の少年であって、殺人、強姦、性的暴行及び銃器を用いた武装強盗で起訴された者について、少年裁判所の審理を経ることなく直接、刑事裁判所に送致する」との一定の制限を加えることで成立した[21]。

この改正から 3 年後の 1985 年、州議会は、いわゆる「学校安全法」(Safe School Act) を制定し、15 歳以上であって、学校から 1000 フィート以内で薬物犯罪、武器犯罪を犯した者は自動的移送の対象としたが、1987 年の少年裁判所法の改正で、この法は少年裁判所法に取り込まれることとなる。そして 1989 年の改正では、学校のみならず公共施設から 1000 フィート以内についてもその対象とされた。

さらに 1995 年には、対象年齢を 13 歳以上の少年までに引き下げ、性的暴行、加重誘拐の過程で生じた第 1 級殺人で起訴された者及び 15 歳以上の少年であって、ハイジャック等を行なった者についても、自動的移送の対象とする改正がなされるとともに、Class X と呼ばれる重罪（銃器所持暴行罪等）については、「推定的管轄権放棄」の対象とする法改正が行なわれた。

そして 1999 年には、注 (9) で触れた「一度成人として扱われた者は、以後、犯罪を犯した場合には必ず成人として扱われる制度」（Once an Adult / Always an adult）も加えられることとなった[22]。

この様に 1982 年に導入された自動的移送規定は、以降、頻繁に改正が繰り返され、その度に対象を拡げていくことになるが、同時に少年司法や福祉に関わる多くの人々や団体等からの強い批判にさらされることとなる。

（2）自動的移送への批判と薬物犯の扱いの見直し

移送制度の中でも、とりわけ自動的移送制度の是非につき世に問う契機となったのが、1988 年の「シカゴ･ロー･エンフォースメント･スタディ･グループ」(Chicago Law Enforcement Study Group) による報告書であった。この報告書は、自動的移送が少年による重大犯罪の抑制に成功していない点を指摘し、さらに少年裁判所の裁量による管轄権放棄を修正したものを採り入れることを提言した。

また 1992 年には、地元有力紙の「シカゴ･サン･タイムズ」(Chicago Sun Times) が、特に暴力行為を伴わない薬物犯について自動的移送を行なうことは不均衡であるとの調査報告を掲載した。さらに 1993 年には、イリノイ州最高裁司法行政に係る特別委員会が、ここ 10 年で刑事裁判所に移送される少年の数が増加しているが、移送は犯罪抑止効果が無いだけでなく、白人と比べて圧倒的に黒人及びその他の少数人種に適用されているという弊害を生み出しているとの報告を行なった。そして同委員会は、州議会に対して一旦刑事裁判所に送られた少年を再び少年裁判所の管轄へと戻す「ウエィバー・バック」（waiver back）のような法的な代替規定の制定と、刑事裁判所で有罪となった少年に対する必要的実刑判決を排除することの検討を提言した[23]が、法改正に至ることはなかった。

自動的移送の採用から約 10 年を経て、いくつかの重大な問題点が指摘される一方で、世間を震撼させるいくつかの少年による事件の発生が、実際の制度の見直しを阻む一つの要因になっていたものと思われる[24]。

この様な中、自動的移送制度の対象者と対象犯罪の現状に改めて疑義を呈したのが、「クック・カウンティ公選弁護人法律事務所」(Law Office of Cook County Public Defender) が 1999 年 10 月から 2000 年 9 月までの間のクック・カウンティの刑事裁判所に自動的移送された少年 393

名を調査して、2001 年 8 月に公表した報告書であった。

この報告書によると、調査対象者中、実に 1 名を除く全て（率では 99.6%）が、白人以外のマイノリティーであり、移送された少年の 3 分の 2 が粗暴犯ではなく薬物犯であり、同様に 3 分の 2 近くの少年は、自動的移送がなされる前に一度も少年裁判所による何らかの矯正的なサービスを受けたことがないとされた。

また、もし少年が薬物犯として刑事裁判所に送られて有罪となった場合であっても、実際には、90% 以上の少年はプロベーションかブート・キャンプ収容のいずれかの処分を受けているにも拘らず、法的には刑事上の有罪判決の罰を受けたとして扱われることに苦しむことになるとの報告がなされた[25]。

この実態調査の結果は特に薬物犯に対する自動的移送の見直しの契機となり、報告書が公表された直後には、全ての薬物犯を自動的移送の対象から外す法案が下院に提出された。しかし、州検察官組織等からの「犯罪者を甘やかすな」との批判を受け、2003 年に妥協の策として導入されたのが、薬物犯で刑事裁判所へ送られた少年については、事件の管轄を少年裁判所へ戻すことを可能とする「ウェイバー・バック」であった[26]。もっともこの制度自体は、刑事裁判所に送致される少年の人数を積極的に減らすものではなかった。

そこで州議会は、2004 年、移送制度について抜本的な検討をすべく、「刑事裁判所における少年に対する裁判に関する調査委員会」を設立し、そこでの議論・報告を受け、2005 年 8 月、①薬物犯に問われた少年についてはまず少年裁判所で扱う（学校敷地内にいる少年が 17 歳未満の少年に薬物を売った場合には、「推定的管轄権放棄」による。）、②少年裁判所裁判官が「自らの裁量による管轄権放棄」、「推定的管轄権放棄」又は「混合量刑」のいずれを選択するかを決定するために考慮すべき事項に関する統一的なリストを作成するという点と、一方で根強くある「少年に対しても罪に応じた厳しい罰を科すべきである」との立場へも配慮し、③銃器を所持した加重暴行罪に対する自動的移送について「学校から 1000 フィート以内」の限定を取り除く、とする移送制度の縮小と若干の拡大の両方向のバランスをとるかたちで改正を行なった[27]。

これにより、少年の薬物犯については自動的移送の対象から排除されることになったため、クック・カウンティにおいて自動的移送された少年の人数は、最初の 1 年で 361 名から 127 名に、さらに 2 年目には 103 名へと約 3 分の 2 以上も減少し、自動的移送の対象となった少年の内、約 90% は粗暴犯が占めるようになったとの報告がなされている[28]。

1960 年代以降、拡大の一途を辿ってきた移送制度であったが、この改正は、存置する立場と妥協を図りつつも、「厳罰化」の象徴であった自動的移送制度の一部見直しを実現し、移送に初めて一定の歯止めをかけた点で大きな意義があったものと考えられる。

3 自動的移送制度をめぐる最近の動向

（1）効果の検証

自動的移送は、その名の通り少年事件につき少年裁判所の介入や裁量を一切許さない点で、保護主義を理念とする少年司法制度と相容れないものと解されてきただけでなく、2（2）で触れた様に、いくつかの調査によっても、刑事政策的視点から実際に効果があるのか、という本質的な疑義が常に呈されてきたところである。

さらに最近では、有力な民間団体によって比較的詳細な調査が行われ、その結果がイリノイ州の移送制度の動向に影響を与えている。この調査を行なったのが、「司法制度の中におかれた少年に対する具体的な改善と持続的な改革の達成に取り組む」べく、2000 年に創設されたイリノイ州の非営利の民間団体である「ジュヴィナイル・ジャスティス・イニシアティヴ」（Juvenile Justice Initiative）である。

この団体は、2010 年 1 月 1 日から 2012 年 12 月 31 日までの 3 年間に、クック・カウンティの少年拘置施設に収容され、刑事裁判所において起訴され判決が下された 17 歳未満の 257 名の少年について調査を行ない、2014 年 4 月、その結果

を「イリノイ州クック・カウンティにおける子供たちに対する自動的な成人としての起訴」と題した報告書として公表した[29]。

これによると、①自動的移送が採用される前の1981 年までの少年裁判所裁判官の裁量による移送の判断が行なわれていた際には、移送された者の約半分の 48%は第 1 級殺人を含んでいたのに対して、今回の調査では、第 1 級殺人で適用された者は全体の内 13%に過ぎないという点からも、自動的移送は最も重大な犯罪のみに適用されているとの一般的理解とは異なり、適用範囲があまりにも広範になっている、②自動的移送の適用を受けた事案のかなり多く（90%）は有罪答弁で終結したため、当該少年の幼年性、矯正可能性、あらゆる家庭的・社会的背景といった未成熟性に関する事項について考察されることはない、③自動的移送された少年の内、黒人が 83%、ヒスパニックが 16%であったのに対し、白人はたった１名に過ぎなかったという点からも、移送される割合が人種によって大きな偏りがある、④少年裁判所で扱った少年の半分以上は１月以下の拘置期間に過ぎないのに対して、移送され成人として裁判を受ける場合は開始まで 377 日から 572 日もかかること、及び成人として裁判を受けた者の内、18%が 5 年以下の懲役刑が下されたのに対して、少年として審理を受け下される処分は 21 歳までの施設収容となり、15 歳、16 歳の少年にとっては、結局、施設において 5、6 年を過ごすことになるといった点からも、本来期待されているような成果を生んでいない、⑤2007 年の全米調査によると、刑事裁判所で裁かれた少年は、少年裁判所で扱われた少年よりも 34%も多く再犯を行なっているとの報告がなされており、この点からも移送制度は公共の安全にむしろ反している、⑥漫然と成人として起訴することは、少年は成人と異なり著しく可塑性があるとする最近の発育研究の結果に反する、そして⑦イリノイ州は、14 しかない少年裁判所裁判官に少年裁判所又は刑事裁判所のどちらで扱うかの裁量を与えない州の内の１つであることからも全米的にみても特異な州であり、また 2014 年の 3 月には、国連人権委員会からアメリカに対して、少年を刑事裁判所に移送することをやめるように勧告を受けている、といった点が指摘されている。

そして本報告書は最後に、「イリノイ州は 18 歳未満の少年が刑事裁判所で裁かれるべきかどうかについて判断する権限を、少年裁判所の裁判官の下に戻すべきである。」と結論づけた[30]。

既に紹介してきた様に、自動的移送の効果を疑う何点かの研究の報告がなされてきたところであったが、この報告書は、ミラー判決を契機として「個別的審理」の有効性を見直そうとする昨今の空気の中でより肯定的に受け入れられ、改正議論の多くの場面で広く引用・紹介されることとなった。

（2）自動的移送とイリノイ州最高裁判所「パターソン判決」（Illinois vs. Ronald Patterson ）

民間団体による実証的な調査の結果を受け、特に自動的移送の効果が問われる中、ほぼ期を同じくして、司法の場でもあらためて自動的移送規定の合憲性が争われることとなった。

本稿注 (21) で触れた様に、自動的移送についてはこれが導入された 2 年後の 1984 年、州最高裁による「J.S. 判決」によって、既にその合憲性は確認されていた。

しかし冒頭で触れた、2005 年から 2012 年にかけての一連の連邦最高裁判決、すなわち、少年は成人と比べて、未成熟で責任感覚が未発達である、周囲から悪影響や圧力を受けやすい、人格が十分に形成されていないといった相違点を強調したローパー判決、このローパー判決に依拠しつつ少年と成人の相異について強調したグラハム判決、そしてこれら両判決を拠り所に「少年は、憲法上、刑罰に処するための目的が成人と異なる」とし、少年であるとの属性が、少年犯罪者に最も過酷な刑罰（死刑）を科すという刑罰学の正当性をも減少させるとしたミラー判決が、それぞれ「少年と成人とは異なる」ことに改めて着目し強調したことにより、そもそも「少年と成人を同等に扱うこと」自体、すなわち本来少年裁判所で扱うべき少年を、少年裁判所に全く裁量を与えることなく刑事裁判所へと送る自動的移送は、上記判例の趣旨に従えば認められないのではないか、という疑問

が投げかけられることになる[31]。

イリノイ州では特に、「立法による少年裁判所管轄からの排除」及び「義務的管轄権放棄」といった自動的移送制度が広く採り入れられていたこともあり、この制度によって刑事裁判所へ移送され有罪判決を受けた少年から、当該手続は憲法に反するとの訴訟が提起されることとなった。以下、その概要についてみていくことにする。

2008 年、州立の精神保健施設に収容されていた 15 歳の少年ロナルド・パターソンは、同施設の 25 歳の女性職員を強姦したとして逮捕され、取り調べの中で容疑を認めた。

少年はその後、加重性的暴行罪に係る三振（three counts）規定に基づき、自動的移送条項が適用され刑事裁判所に移送され、クック・カウンティ巡回裁判所にて懲役 36 年の判決が下された。

少年側の控訴を受け、2012 年 6 月 29 日、控訴裁判所は、カウンティ巡回裁判所が少年の自白を有効と判断した点を誤りであるとして判決を覆し差し戻したため、州側は判決を不服とし上訴した。それに対して少年側も、「自動的移送条項は、特に連邦最高裁によるローパー判決、グラハム判決、ミラー判決（以下「三判決」という）といった最近の修正第 8 条に関する一連の判決を踏まえるならば、①以前、自動的移送の合憲性を確認した州最高裁による J.S. 判決は、連邦最高裁の三判決によって、若年犯罪者の特質を認識する必要性が強調された今、もはや自動的移送を正当化する根拠にはならず、自動的移送はデュー・プロセス条項に反する、②自動的移送は、連邦最高裁が「少年は成人と異なる」との根拠とする、現代の科学的研究で明らかとなった、成人と比べて（1）「衝動性が高い」こと、（2）「悪影響や他からの圧力を受けやすい」こと、（3）「向う見ずな行動に走りやすい」ことといった少年の特徴を考慮せずに成人と同様の刑罰を科すことになるため、修正第 8 条の定める「残酷で異常な刑罰の禁止」に反する、③三判決等で示された理論を踏まえれば、本件の量刑はあまりにも過酷であるため、州の比例した罰則条項に反するとの理由により、「自動的移送条項は違憲である」と主張して交差上訴した[32]。

2014 年 10 月 17 日、州最高裁は、少年側の主張それぞれにつき、①デュー・プロセス条項と修正第 8 条の議論は異なるため、修正第 8 条違反に関する判例を、デュー・プロセス違反の主張に援用することはできない[33]、②以前、J.S. 判決で示した様に、移送条項のそもそもの目的は、市民を最も一般的な暴力犯罪から守るためにあるのであり少年を罰するためではなく、また、自動的移送条項の採用にあたっては、立法者が、5 つの重大犯罪の内少なくとも一つで起訴された年長少年という限定された対象に対しては、刑事法廷が適切な審理の場であると判断したのであり、少年側の「移送条項とより苛酷な刑罰の科刑との間に連続性がある」との主張はあまりにも説得力に欠け、修正第 8 条に反するものではない[34]、③三判決で示された論理を適用するのは、全ての刑事罰で最も厳しいもの（死刑又は終身刑）の科刑に係る文脈においてのみであり、加重性的暴行罪に係る三振手続による合計で懲役 36 年の刑罰はこの部類に入るものではなく、連邦最高裁の三判例は本事件に適用されるものではない、との判断を示した[35]。

州最高裁は、この様に基本的には過去の判例に従って自動的移送条項の合憲性を改めて確認した上で、一方で以下のような一文を付け加えた。

> 「しかしながら我々は、連邦最高裁の最近の判例法及びイリノイ州の自動的移送規定におけるあらゆる司法的裁量の余地の欠如についての本判決の反対意見の双方で示されている懸念については共有するものである。現代の研究は、少年の特有な資質や性格が少年の判断や行動に影響を与えることについて認めるのに対して、自動的移送規定はそれを認めない。むしろ、自動的移送条項の義務的な特性は、この事実を否定している。
>
> したがって我々は議会に対して、これらの少年事件における訴訟手続に適切な対応を決定するにあたり司法的裁量の行使の必要性を指摘している現代の科学的、社会学的論拠に基づき、自動的移送規定を再検討することを強く勧めるものである。」[36]

イリノイ州最高裁判所は、現行の自動的移送条項の違憲性については、連邦最高裁の三判決の影響を受けるものではないとし、過去に自らが下した自動的移送の合憲性を確認した J.S. 判決等の判例に変更はないことを明言した。

しかし、長文に及ぶ判決の終盤に付されたこの一文において、連邦最高裁で示された理論に理解を示し、自動的移送条項はその理論の前提にある科学的研究に反する旨を言及し、立法権に対して法改正の検討をすべきであるとの異例の「勧告」を行なった。

もちろんこの「勧告」に法的効力はないが、1982 年以降、自動的移送条項がその対象範囲を拡大していく中、訴訟が提起される度にその合憲性を確認してきた州最高裁が、最近の連邦最高裁の三判決を強く意識してこの様な「勧告」を行なったことは、自動的移送制度の是非をめぐる議論に決定的な影響を与えることとなった。

おわりに

ジュヴィナイル・ジャスティス・イニシアティヴによる報告書、そして州最高裁の「勧告」等を追い風に、現在イリノイ州では、自動的移送制度の縮小に向けた具体的な動きが進行している[37]。

2014 年 2 月には、自動的移送を見直し、刑事裁判所に送致する場合には、当該非行少年の個別的審理を行なうこと定める法案（HB4538）が下院に提出されたが、審議未了により成案とはならなかった[38]。2015 年 2 月には、この法案をたたき台に再び全ての自動的移送を廃止する法案（HB172）が下院に提出されたものの、この法案もまた、根強い反対により成立には至らない中で提案されたのが、15 歳以下の少年に対する自動的移送を全て廃止し、16 歳、17 歳の少年に対する自動的移送を第 1 級殺人罪、加重性的暴行罪及び銃器所持加重暴行罪のみに限定する、という妥協案（HB3718）であった[39]。

2015 年 5 月、この法案はついに州議会により可決され、同年 8 月の州知事の署名を経て、2016 年 1 月から施行されている。

今回の改正は、1982 年に導入されて以来、批判の強かった「自動的移送」について、その対象年齢を 3 歳引き上げ、併せて対象犯罪をより重大なものに限定することで、少年司法制度が本来的に予定していた、裁判官による対象少年の年齢、特性、犯罪への加担状況及び社会的・家庭的環境等を検討・考慮する個別的審理を回復し、またその重要性の認識を経験的なものから科学的な研究成果に基づくものへと転換しつつ、少年裁判所裁判官による「裁量的移送」を追求しようとする試みであった。そしてこの様な動きは今後、イリノイ州のみならず自動的移送を採る他州へも波及し得るものと考えられる。

ただし本稿でも概観した様に、そもそも移送制度は当初から少年司法制度と不可分のものとして展開してきた歴史があり、近年の連邦最高裁による子供と大人の違いを重視するスタンスに立ったとしても、アメリカにおいて移送制度自体が消滅又は極端に縮小されるようなことはほとんど考えられないように思う。むしろ少年裁判所が、少年審判においていかに「自由裁量による管轄権放棄」を適切かつ効果的に行使するのかが、自動的移送制度の縮小の方向に向かいつつあるアメリカの少年司法にとって重要なポイントとなるように思われる。

最後に日本との比較的視点から、一つ触れておきたい。日本において、アメリカの移送制度に近いものとして挙げられるのが、①家庭裁判所は、調査の結果その罪質及び情状に照らして刑事処分を相当と認めるときは、検察官に送致しなければならないとする「検察官送致」（少年法第 20 条第 1 項）及び② 16 歳以上の少年による故意の犯罪行為で被害者を死亡させた罪の事件については、家庭裁判所は、ただし書に定める例外（犯行の動機及び態様、犯行後の情況、少年の性格、年齢、行状及び環境その他の事情を考慮し、刑事処分以外の措置を相当と認めるとき）を除き検察官に送致しなければならないとする「原則逆送」（同条第 2 項）である。

特に、2000 年の法改正に伴い②が新たに導入された際には、アメリカの自動的移送になぞらえて、アメリカで生じてきた様な「厳罰化」による弊害を懸念する声がかなり多くみられた。

この②の「原則逆送」は、本稿の「移送制度の概要」で述べた整理に従って分類すれば、一見「義務的管轄権放棄」に近いものとも言えようが、条文上も多分に家庭裁判所に裁量が残されている点で、似て非なるものと解される。

すなわち、アメリカにおける移送制度と決定的に異なるのは、家庭裁判所が少年を刑事司法制度へと送る手続の中で、「全件送致主義」（少年法第 41 条、第 42 条第 1 項）の維持・徹底にみられる様に、家庭裁判所の裁量の余地が一切認められない制度は採っていないという点にあろう。

この様なことから考えるならば、アメリカの少年司法制度がまさに少年裁判所の介入を許さない「自動的移送」を採ることによって辿ってきたのと同様の「厳罰化」の途を、今後日本が追体験する可能性は低いものと考えられる。

[1] Kent v. U.S., 383 U.S. 541 (1966).

[2] *In re* Gault, 387 U.S.1 (1967).

[3] *In re* Winship. 397 U.S. 358 (1970).

[4] Roper v. Simmons 543 U.S. 541 (2005)

[5] Graham v. Florida, 130 S. Ct, 2011 (2010)

[6] Miller v. Alabama 132 S. Ct. 2445 (2012).

[7] 今出和利「アメリカ少年司法と合衆国憲法修正第 8 条に関する判例の動向について―絶対的終身刑をめぐる連邦最高裁『ミラー判決』（2012 年）を中心に―」東洋大学法学部『東洋法学』第 57 巻第 3 号（2014 年）。

[8] Trying Juvenile as adults in criminal court: An Analysis of State Transfer Provisions, Office of Juvenile Justice and Delinquency Prevention, December 1998.

[9] 特に②、③の制度は、少年を初めから少年裁判所の管轄におかない点で、「移送」と呼ぶことに議論の余地があるが、本来的には（②、③の法制度が存在しなければ）少年裁判所の管轄にある事件が、刑事裁判所の管轄に移されるという面を考慮して、本稿では広い意味で「移送」と呼ぶこととする。注 8 の資料でも、これらの制度を「移送規定」(Transfer Provision) と整理している。また同資料ではこれら 3 種類以外の、一度成人として扱われた者は、以後犯罪を犯した場合には必ず成人として扱われる制度（Once an Adult / Always an adult）、一度刑事司法制度に送られてきた少年を、刑事裁判所の判断で再び少年裁判所の管轄に戻す制度（Waiver Back）、少年裁判所又は刑事裁判所に、対象少年に対して保護的処分又は刑事的処分のいずれか又は両方を科す権限を与える制度（Blended Sentencing）も、「移送規定」として整理している。

[10] なお、今出和利「アメリカ少年司法における移送制度について―現状と歴史―」東洋大学付置比較法研究所『比較法』第 40 号（2003 年）参照。

[11] Trying Juveniles as Adults: An Analysis of State Transfer Laws and Reporting, National Report Series Bulletin, Office of Juvenile Justice and Delinquency Prevention, September 2011, at 8.

[12] Transfer of Juveniles to Adult Court: Effects of a Broad Policy in One Court, Juvenile Justice Bulletin, Office of Juvenile Justice and Delinquency Prevention, December 2012, at 2. また、少年裁判所にて公式的手続で扱う少年非行事件件数も、1986 年から 95 年までで、45 % 増加している。Juvenile Court Processing of Delinquency Cases,1986-1995,Office of Juvenile Justice and Delinquency Prevention,Aplil 1999.

[13] この急増の背景には、ケント判決（1966 年）が、管轄権放棄手続の際のデュー・プロセスの保障と少年裁判所の裁量に実質的な基準を設けたため、移送の妨げとなると考えた立法者側は、これに代えて、少年による一定の重大犯罪を少年裁判所の管轄から排除しようとしたことも挙げられている。Barry C. Feld, "Legislative Exclusion of Offenses from Juvenile Court Jurisdiction: A History and Critique", in *The Changing Borders of juvenile Justice: Transfer of adolescents to the Criminal Court*, edited by Jeffrey Fagan and Franklin E. Zimring, The University of Chicago Press, at 86-87.

[14] *Supra* note 11, at 9.

[15] *Supra* note 12, at 2.

[16] 今出和利「アメリカにおける少年裁判所と刑事裁判所の競合管轄に関する史的考察―1899 年イリノイ州少年裁判所法と判例を中心に―」東洋大学現代社会総合研究所『現代社会研究』第 4 号（2007 年）。

[17] People v. Lattimore, 362 Ill. 206 (1935). 今出・前掲注 16 参照。

[18] Joan Gittens, Poor Relations: The Children of the State in Illinois, 1818-1990, University of Illinois Press, 1994, at 156.

[19] Automatic Adult Prosecution of Children in Cook County, Illinois. 2010-2012, Juvenile Justice Initiative, April 2014, at 5.
その他、The Consequences Aren't Minor: The impact of Trying Youth as Adults and Strategies for Reform, Campaign for Youth Justice, March 2007, at 63. 参照。

[20] Gittens, *supra* note 18, at 156.

[21] *Supra* note 19, at 5.
なおこの改正の直後に、自動的移送がなされた犯行時 16 歳の少年 3 人から、連邦最高裁がケント判決において、「コロンビア特別区の移送手続を定めた規定が、管

轄権放棄が適切であるかどうかを判断するための十分な情報を示しておらず、その決定を行なう際に聴聞の機会を与えていないために、憲法の定めるデュー・プロセス条項に反する」としたことを根拠に、「自動的移送は違憲である」との訴訟が提起されたが、1984 年、州最高裁は「J.S. 判決」(People v. J.S) においてこの主張を退け、「当該自動的移送条項は、全ての 15 歳と 16 歳の少年につき、刑事裁判所へ送致される限定列挙された犯罪によって起訴されることが求められており、連邦最高裁により違憲とされた少年裁判所における基準のない自由裁量の行使の可能性は排している点で、ケント判決とは異なる」として、自動的移送の合憲性を確認した。People v. J.S., 103 Ill. 2d 395 (1984).

[22] *Supra* note 19, at 6. ;Drugs and Disparity,Building Blocks for Youth,April 2001,at 6.

[23] Changing Course: A Review of the First Two Years of Drug Transfer Reform in Illinois, Juvenile Justice Initiative, June 2008, at 8.

[24] 1994 年には、少年による連続殺人事件がシカゴ市民を震撼させた。また、1993 年から 94 年の 1 年間だけで、裁判所の少年新受件数が 24000 件から 37000 件へと、54% 増加している。Doge L. Mara, "Reform Struggles and Legal Challenges: The Cook County Juvenile Couret, 1924-1999 A Historical Overview", edited by Gwen H. McNamee, *A Noble Social Experiment? : The First 100 Years Cook County Juvenile Court 1899-1999*, Chicago Bar Association, 1999, at 90.

[25] *Supra* note 23, at 8.

[26] Innovation Brief: Reforming Automatic Transfer Laws: A Success Story, The John D. and Catherine T. MacArthur Foundation, December 2012, at 2-3.

[27] *Ibid*, at 3.

[28] *Supra* note 23, at 11, 15.

[29] *Supra* note 19.

[30] *Ibid,* at 4.

[31] 三判決が移送制度の見直しの契機につながるとの積極的な評価をするものとして、Rachel Jacobs, "Waiving Goodbye to Due Process: The Juvenile Waiver System", 19 *Cardozo Journal of Law & Gender 989*, 2013, at 1016. 等がある。なお、ミラー判決の 4 名の反対意見は、「法廷意見をつきつめると少年犯罪者を成人として裁くことはできなくなり得る」として批判している。Miller v. Alabama, 132 S.Ct. at 2482.

[32] People v. Patterson, 2014 IL 115102, at P1-P36.

[33] *Ibid*, at P93-P98.

[34] *Ibid*, at P99-P106

[35] *Ibid*, at P107-P110.

[36] *Ibid*, at P111. なお本判決には、「我が州は、国の最初の少年裁判所の発祥の地であり、そしてかつては少年司法改革のリーダーであったのであり、少年を拘束し、そしてその鍵を投げ捨てることを誇るような地にすべきではない。イリノイ州は、若者が重視される地となるべきであり、そして我々は、我が合衆国憲法及び州憲法によって要求されている様に、犯罪や犯罪者に相応な刑罰を見たてるために尽力しているのである。少年に対しては、自動的移送を廃止することから始まるのである。」との、個別的審理の重要性の視点から自動的移送制度の廃止を求める反対意見が付されている。*Ibid,* at P177.

[37] イリノイ州において自動的移送の見直しと併せて議論がなされてきたのが、少年裁判所管轄年齢の引き上げである。イリノイ州では、長い間 16 歳以下を少年裁判所の管轄年齢としてきたが、2010 年 1 月、軽罪を犯した 17 歳以下の少年に限定して対象年齢を引き上げる改正法が施行され、その影響等の分析を踏まえて、2014 年 1 月、全ての 17 歳の少年を少年裁判所の管轄にする改正法が施行され現在に至っている。Raising the Age of Juvenile Court Jurisdiction: The Future of 17-year-olds in Illinois' Justice System, Illinois Juvenile Justice Commission,2013, at 13-14; State Trends: Legislative Victories from 2011-2013, Campaign for Youth Justice, 2013, at 4.

[38] State Trends: Updates from the 2013-2014 Legislative Session, Campaign for Youth Justice, 2014, at 6.

[39] http://www.ilga.gov/legislation/99/HB/PDF/09900HB3718lv.pdf; "Young killers who stay in juvenile court take vastly different paths", Chicago Tribune (2015/06/13) http://my.chicagotribune.com/#section/-1/article/p2p-83761404/